令和９年度の当初予算編成について

令和９年度の当初予算については、下記の内容に基づき編成することとしたので、各部局において適切に予算要求を行われたい。

記

第１　地方行財政に関する国の方針

国は「責任ある積極財政」の考え方の下、国内投資を通じた潜在成長率の引上げに向けた『「強く豊かな日本」投資枠』の創設や、予算編成過程における「経済・物価動向等の的確な反映」、補正予算依存からの脱却など、新たな経済財政運営への抜本的な転換を図るとともに、地方については、地域における人口減少、インフラ老朽化等の課題を克服し、将来にわたり持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供するため、地方行財政基盤の持続性を確保・強化するとしている。

また、租税及び社会保険料による負担の軽減のため、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」が閣議決定され、来年４月から、消費税率の引下げと飲食料品に係る消費税１％相当分の範囲での新たな支援金制度の導入が予定されている。

本市においても、上記の国の動向を十分注視し、本市への影響を的確に捉えるとともに、社会情勢や景気動向の不確実性が高まっている中にあっても、持続可能な財政基盤を堅持し、将来を見据えたまちづくりを推進していく必要がある。

第２　本市の財政状況

令和７年度は、子ども医療費の完全無償化や見守り付き校庭開放の実施校の拡大、小中学校の給食費無償化の継続実施に加え、消防指令センターや危機管理センターの整備のほか、「健康医療先進都市たかつき」や「将棋のまち高槻」の取組の推進など、あらゆる分野において、更なる施策の充実に取り組むとともに、高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加や物価高の影響による人件費・物件費などの増加にも適切に対応した。

また、物価高の影響を受ける市民生活や事業活動を支援するため、国の交付金

に加え、本市の一般財源も活用し、プレミアム付商品券事業第７弾や高校生等及び児童扶養手当受給世帯への地元産米の給付、社会福祉施設、医療機関への支援金の給付など、市民や事業者に寄り添った市独自の支援策を積極的に実施した。

これら施策の充実を実現できたのは、これまで間断なく改革に取り組み、全庁一丸となって健全財政の堅持に努めてきた成果である。

一方、経常収支を見ると、歳出は社会保障関係費や物価上昇による物件費・人件費などが増加しており、今後も同様の傾向が見込まれる。

また、歳入は、基幹収入である市税収入や地方交付税などの一般財源は近年増加傾向にあるものの、生産年齢人口や地方交付税の基礎となる国勢調査人口の減少による影響に十分留意するとともに、今後も本市が成長を続けるためには、引き続き改革の取組を推進していく必要がある。

第３　令和９年度の予算編成

令和９年度の予算編成に当たっては、社会情勢の変化や、市民ニーズをより的確に捉えることが必要である。本市の更なる発展に向け、各部局においては、創意工夫による効果的・効率的な事業実施並びに経費縮減に努め、新規施策については、その目的と効果を明確にし、また、既存事業については、全ての事業に対し効果検証を行い、廃止、縮小、統合も含め、施策の取捨選択、経費の見直しを行うなど、緊急度・重要度などの観点で予算の中身を重点化し、予算要求に反映されたい。

あわせて、国等の財源を最大限活用するため、新規事業はもとより、既存事業についても、国・府の補助金等の確保を積極的に図り、複数の補助金等があれば比較検討した上で予算要求を行われたい。

また、令和９年度は市長選挙の年度に当たるため、当初予算については、継続しなければならないような経費等を計上する「骨格予算」として編成する。ただし、「第６次総合計画」に掲げる８つの将来都市像の実現に向けて計画的に行財政運営を行っていくため、要求に当たっては、下記に従い年間総計予算として要求すること。なお、新規施策ほか政策的な拡充要素を含む予算については、第２４代市長の予算編成方針に基づき、令和９年度６月補正予算として計上する。

第４　予算編成の基本的な考え方

１　全般的事項

（１）部の経営方針に基づく改革

市民サービスの充実、輝く未来に向けた積極的な投資、業務の抜本的な見直しなど、あらゆる視点から改革の可能性を検討し、その方向性を部の経営方針において示した上で、予算要求作業に着手すること。

（２）予算編成の原則

①予算編成に当たっては、計画的に事業を展開できるよう、年間で必要な経費を確実に見込み、全ての経費を当初予算にて漏れなく要求すること。

②当初予算要求額の内、新規施策や政策的な拡充予算として、令和９年度６月補正で編成を行う予算の選択は、当初予算編成過程の中で行うものとする。

③６月補正予算を除く令和９年度の補正予算については、原則として制度改正などの必要最小限のものに限定することとする。あらかじめ補正予算が見込まれるものは、当初予算編成に併せて、事業計画調書等において、概算予算を含めた事業計画を示すこと。

（３）予算要求基準

全ての経費について、事業や施策の優先順位を精査の上で、物価高の影響を踏まえながらも要求額が過度に上振れることのないよう適切に見込むこと。

２　歳入について

（１）創意工夫による財源確保

①公有財産の活用を始め、広告事業やネーミングライツなど財源の確保に努め、新たな発想や努力による歳入拡大に取り組むこと。

②新規事業や拡充事業など、一般財源負担が増大する場合には、職員の創意工夫をもって、新たな財源確保に最大限取り組むこと。

（２）国・府補助金等の確保の徹底

①制度改正又は交付手続き・条件等の変更を含め、国・府の動向を常に注視し、適切かつ積極的な財源確保の徹底を図ること。特に、補助金等に係る国・府の通知等は、内容に関わらず精読し、確実な歳入確保に向けて、適切な事務執行に努めること。

②国等の財源を最大限活用するため、新規事業はもとより、既存事業についても、国・府の補助金等の確保を積極的に図り、複数の補助金・地方債等があれば比較検討した上で予算要求を行うこと。

（３）交付税措置のある地方債の活用

国・府補助金に加え、交付税措置のある地方債の活用を徹底するため、国の制度改正や政策動向を十分に注視しつつ、財務戦略室と連携し、積極的に活用に向けた検討をすること。

（４）国の補正予算の活用

国の補正予算については、財政上有利な地方債（補正予算債）の活用が可能となる場合が多く、積極的な活用をお願いしてきた。しかしながら、国が補正予算依存からの脱却の方針を明確化したため、今後も同様の財政措置が講じられるかは不透明な状況となっている。ついては、国の動向を十分に注視しつつ、情報を遅滞なく収集し、引き続き国等の財源を最大限活用できるよう努めること。

（５）国・府補助金等減額時及び超過負担時の考え方

①国・府補助金等を財源として実施している事業の補助制度等が廃止・縮小される場合においては、原則、事業の廃止・縮小を基本とし、事業を継続する場合は必要性を十分検証すること。

②国庫補助事業において、市の超過負担が発生している事業については、原因となっている補助基準（単価・規模等）の改善を要望するなど、積極的な働きかけを行い、財源確保に努めること。

３　歳出について

（１）新規・拡充事業の要求条件等

①新規・拡充事業の要求条件

新規・拡充事業については、以下のものに限り、要求を検討すること。

ア　「第６次総合計画」に掲げる８つの将来都市像を実現するため、本市の更なる成長・発展に向け、優先的・重点的に取り組む必要がある事業

イ　生産年齢人口や交流人口の増加に実効性のある施策として、効果を具体的に示すことができる事業

ウ　災害に強く強靭なまちづくりのため、防災・減災に資する施策として、効果を具体的に示すことができる事業

エ　法令等で新たに実施又は拡充することが義務付けられている事業

オ　中長期的な視点で歳出を削減するため、今のうちに着手すべき事業

カ「高槻市ＤＸ推進に向けたロードマップ」に沿った市民サービスの効果的な向上や職員の生産性の向上につながる事業

②新規・拡充事業の財源確保

新規・拡充事業を要求する際には、他の既存事業の廃止・縮小や、国・府補助金、財政上有利な地方債を最大限活用するなど、一般財源負担が考え得る限り最小となるようあらゆる角度から検討を重ねること。

③新規・拡充事業の終期設定

新規・拡充事業は、原則として、終期・見直し時期を設定することとし、後年度負担も数値で示すこと。

（２）ペーパーレス化の更なる推進

行政事務（特に内部事務）で定例的に使用している資料については、紙配付ではなく、デジタル機器の使用を原則とし、紙の出力は最小限とすること。また、紙購入予算（購入量）については令和８年度当初予算に引き続き、原則、各室・課の所属単位で前年度比５％削減すること。

（３）プロポーザル方式導入における留意点

プロポーザル方式を採用する場合は、その妥当性・必要性について十分に検証のうえ予算要求すること。

（４）委託料の精査

①仕様の見直し

委託料については、物価高の影響を踏まえながらも要求額が過度に上振れることのないよう適切に見込むこと。また、新規・拡充を含むものは当然のこと、経常的なものも含めて仕様を点検し、必要となる部分に絞るなど、経費の抑制に努めること。

②市の施策に関する委託の精査

啓発、計画策定・見直し等の市の施策については、職員の創意工夫による事業運営を原則とした上で、委託する場合はその必要性と金額の根拠を具体的に示すこと。

（５）小事業単位での事業効果

①エビデンスの説明

予算要求に当たっては、新規・拡充・既存事業を問わず、事業の妥当性を裏付ける客観的な「目標（計画）」「成果」などのエビデンスに基づき要求することとし、その「目標（計画）」「成果」を具体的な数値をもって示すこと。

②小事業単位での既存事業の見直し

小事業単位での既存事業について、前年度予算計上手法を前提とせず、「目標（計画）」「成果」に見合う投資となっているか、再度見直しを行うこと。

（６）経常経費の見直し

刻々と変化する社会情勢を踏まえ、全ての経常経費について、改めてその必要性を検証すること。また、必要性が認められる場合においても、従来の業務プロセスや手法を当然に踏襲することなく、改めて事業の目的や成果に立ち返ったＢＰＲに取り組み、デジタル技術の活用可能性も検討することで、一層の効率化を図ること。

（７）公共施設の長寿命化改修・修繕

個別施設毎のライフサイクルコスト縮減と適切な施設管理が行えるよう、改めて劣化度調査が適切に実施されていることを確認するとともに、省エネルギー化などの検討を行った上で、施設別状況（劣化度・影響度）を示した個別施設計画に基づき、計画的な予算要求を行うこと。特に、市民の利用が多い施設や設備については、アセットマネジメント推進室や公共建築課との連携のもと現状を十分に把握し、適切な施設管理に努めること。

４　公営企業に関する事項

公営企業においては、市長部局と同一の基調に立ち、独立採算の原則に基づく中期的な経営計画の下で、公共の福祉の増進を図るとともに、収益の確保や経費の削減など、一層の経営の合理化に努めること。